

第 57 回定時総会

と き：平成28年 5 月27日（金）10：00～
ところ：ホテル 黒 部

北海道行政書士会

1 開会のことば

- 荒木総務部長の進行のもと、宮元副会長の「開会のことば」により北海道行政書士会第57回定時総会が開会した。
- 佐藤（聡）理事による「行政書士倫理綱領」の前文の読み上げに続き、参会した会員全員により各項が唱和された。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする

- 1、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える
- 2、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する
- 3、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う
- 4、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける
- 5、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない

2 物故者への黙とう

- 荒木総務部長の進行により、平成27年度の物故者（15名）の方々と熊本県熊本地方を震源とする地震で亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込めて黙とうが行われた。

平成27年度の物故会員

岡村信明様、高下哲様、山田勲様、磯部昭一様、北村和幸様、齊藤喜代治様、大山憲三様、橋本榮様、鈴木敏様、田中省治様、西埜克明様、前田博孝様、雨宮攝様、宮崎一吉様、古谷達也様（以上 15名）

3 会長あいさつ

- 吉村会長挨拶（概要）

- ・ 北海道行政書士会第57回定時総会開催にあたり、一言挨拶を申し上げる。
- ・ 北海道知事代理として北海道総合政策部地域主権・行政局長 奥山芳博様、北見市長 辻直孝様、衆議院議員 武部新様をはじめ関係諸団体の皆様、来賓の皆様にはご多用の中、出席いただいたことに感謝申し上げるとともに、全道12支部の代議員をはじめ傍聴の方々には北見に参集いただいたことにお礼を申し上げます。
- ・ 定時総会の地方開催は函館、帯広、登別に次いで4カ所目となるが、開催の準備に尽力いただいた横内支部長や網走支部の役員、会員の方々にお礼を申し上げます。
- ・ 北海道においては、北海道新幹線の開業など本道活性化につながる話題の一方で、TPP協定交渉や全国を上回るスピードで進行する人口の減少など本道経済や我々の生活への影響が懸念される大きな課題にも直面している。
- ・ このような中で、平成27年度は、特定行政書士制度の推進、職域の確保・拡大に向けた取組の推進などを基本方針の中心に掲げ、皆さんの支援と協力のもと、執行部が一丸となって取り組んできた結果、特定行政書士の誕生や法教育活動の今後の展開に道筋がつくなど、概ね計画どおりの成果を上げることができたと考えている。
- ・ しかしながら、自動車保有手続のワンストップサービスや他士業による権利義務・事実証明に関する書類の作成業務など行政書士業務への参入の動きが見られる中で、

本会や日行連、日政連とともに対応していくことが最も大切なので、行政書士が名称独占のみとならないためにも、より一層の支援・協力をよろしくお願いする。

- ・ 平成28年度においても、さらなる飛躍を目指し、基本方針を中心としてしっかりと取り組んでいくので、より一層の力強い協力を重ねてお願いする。
- ・ 終わりに、お忙しい中、出席いただいた来賓の皆様に改めて感謝申し上げるとともに、多くの皆さんに出席いただいたことにお礼を申し上げ、挨拶とする。

4 来賓紹介

- 大淵理事より、来賓（14名）の方々の紹介があった。

北海道知事 高橋はるみ様の代理 北海道総合政策部地域主権・行政局長 奥山芳博様
北見市長 辻直孝様
北海道運輸局北見運輸支局長 立川雅志様
衆議院議員 武部新様
北海道議会議員 高橋文明様
北海道議会議員 船橋賢二様
北海道議会議員 塚本敏一様の代理 續木富夫様
北見市議会議員 高橋克博様
北海道社会保険労務士会副会長 小笠原俊介様
北海道社会保険労務士会北見支部長 杉山啓二様
北見商工会議所会頭 永田正記様
北海道新聞社北見支社長 土屋敦司様の代理 堤智久様
北海道行政書士会相談役 深貝亨様
北海道行政書士会名誉会長 加藤隆夫様

5 表彰

- 横内理事より、永年の業務歴あるいは役員歴等により行政書士制度の発展、本会の発展に尽力された会員（29名、敬称略）の紹介があった。

- ・ 法定定後通算20年以上の業務歴があり顕彰に値する者
札幌支部 野澤稔、河瀬弘己、須藤秀男、村本克博、村松繁克、大西勲、山本知史、
薄正俊、林有造、田村丈生、菱田久憲、村瀬美吉
空知支部 井上實、畠山豊、竹山靖彦
室蘭支部 中島民生
苫小牧支部 根廻次雄、櫟田節子
日高支部 廣澤信雄、福嶋尚人
十勝支部 徳江孝一
- ・ 本会の役員又は支部長の経歴並びに会長が委嘱した委員の経歴及び支部役員の経歴が通算6年以上の者
札幌支部 中山太、羽賀亮介、萩原麻代
函館支部 北村資暁
旭川支部 平間丈嗣

網走支部 池田真哲

- ・ 綱紀委員及び選挙管理委員その他会長が委嘱した委員の経歴並びに支部役員の経歴が通算８年以上の者

札幌支部 堀川貴之、紺野裕和

- 受賞者を代表して、吉村会長から網走支部の池田会員に表彰状が授与された後、池田会員から謝辞が述べられた。

6 祝 辞

- 荒木総部長の進行により、来賓を代表して、奥山地域主権・行政局長、辻北見市長のそれぞれから祝辞があった。

- 奥山北海道総合政策部地域主権・行政局長（概要）

- ・ 北海道知事が所用のため出席が適わないので、私から一言挨拶を申し上げる。
- ・ 北海道行政書士会の定時総会が、北見市において、盛大に開催されることをお祝い申し上げます。
- ・ 日頃から道政の円滑な推進に格別のご理解とご協力をいただいていることに深く感謝を申し上げるとともに、道民と行政の橋渡し役として尽力をいただいていることに厚くお礼を申し上げます。
- ・ 昨今、行政や住民そして地域を取り巻く社会経済環境の変化の中で、行政手続の専門家である行政書士に対する期待や役割は益々大きくなってきており、そうした中、行政不服申立ての代理権が付与された特定行政書士には、今年４月からの改正行政不服審査法関連三法の施行に伴い、これまで以上に大きな役割が期待されている。
- ・ 先月の熊本地震では多くの方々が犠牲となられ、大変な被害に遭われたところであるが、北海道行政書士会には、こうした災害時における被災地支援に関して、道と締結いただいた災害時の支援協定により、道内で被災された住民の皆様への相談業務など様々な支援や協力をいただけることに、改めて敬意と感謝を申し上げます。
- ・ 行政書士の方々には、今後とも、培われた豊富な経験や実績を生かされて、道民と私ども行政機関の力強い架け橋として、道民が安全で安心して、そして住み続けてよかったと実感してもらえる北海道づくりに向けて、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。
- ・ 結びに、北海道行政書士会のさらなる発展と会員の方々の健勝、今後益々の活躍を祈念申し上げ、お祝いの挨拶とする。

- 辻北見市長（概要）

- ・ 平成２８年度第５７回北海道行政書士会定時総会が、このように大勢の皆様の参会のもと盛大に開催されることをお祝い申し上げますとともに、道内各地から当市にお越しいただき歓迎申し上げます。
- ・ 吉村会長をはじめ北海道行政書士会の方々には、日頃より地域住民にとって身近な街の頼れる法律家として、地域に密着した活動を通じ市民生活や企業活動を支えていただいていることに深く感謝を申し上げます。
- ・ 社会経済情勢が目まぐるしく変化している昨今、国や地方の行政は多様化し、複雑・高度な知識が必要となっている中、市民と行政のパイプ役として双方の立場をサポート

トする役割を担っているほか、市政運営における公正性の確保や透明性の向上、行政事務の効率化などに多大なる貢献をいただいていることに敬意と感謝を申し上げる。

- ・ 抜本的に見直された行政不服審査法の施行に伴う各種手続や成年後見制度に関わる相談業務、企業の事業継続に向けたコンサルティング業務などその使命は益々増大していくことから、真の意味での行政手続の専門家として、また、将来にわたり社会的必要性の高い存在としてより一層の研鑽に精進され、地域住民さらには北海道民福祉の一層の向上に寄与されるよう、今後益々の活躍を期待申し上げます。
- ・ 当市は平成18年3月の合併から10年の節目を迎えたが、全道一の広さを誇り、ホタテやカキ、生産量が日本一のタマネギなど豊富で新鮮な海の幸、山の幸に恵まれているほか、カーリングの聖地としても知られている。時間の許す限り、当市の宝に触れ、味わい、存分に楽しんでいただきたい。
- ・ 結びに、本日の総会が実り多いものとなり、北海道行政書士会の今後益々の発展と本日出席の皆さんの一層の活躍と健勝を祈念申し上げ、挨拶とする。

○ 荒木総務部長の進行により、辻市長が公務の都合で退席された後、武部新衆議院議員から挨拶があった。

○ 武部衆議院議員（概要）

- ・ 北海道行政書士会の定時総会、おめでとうございます。我が北見市にお越しいただき、心から歓迎を申し上げます。
- ・ 日頃から、行政との架け橋、地域の相談役として、行政と市民をつなぐ大切な役目を担っていただき、心からお礼を申し上げます。
- ・ 平成26年に念願の特定行政書士制度がスタートし、行政不服申立ての代理に対応できるようになったが、入口から出口までワンストップでとの市民の声も大きかった訳で、益々の活躍をお願いしたい。
- ・ 社会経済がどんどん変化する中、経済や社会の変化にしっかりと対応していかなければならない。国や道も、それぞれの行政も、皆さんが周りをしっかりとフォローしているからこそ、世の中が成り立っているということを改めて認識している。
- ・ 今日の総会が素晴らしい成果を上げられることを祈念申し上げ、そして、貢献いただいている皆さんに心から感謝を申し上げ、お祝いの挨拶とする。

○ 荒木総務部長の進行により、小林副会長が遠田和夫日本行政書士会連合会会長のメッセージの代読を行った。

○ 小林副会長（概要）

- ・ 北海道行政書士会の平成28年度定時総会が、多数の来賓の出席のもと開催されること、心よりお喜び申し上げます。
- ・ 日頃より、吉村会長をはじめ北海道行政書士会の会員の方々には、日本行政書士会連合会の事業運営への理解、協力に対しお礼申し上げるとともに、公務で出席が適わなかったことをお詫び申し上げます。
- ・ 会長に就任してから間もなく1年が経とうとする中で、2,428名の特定行政書士第1期生を誕生させたが、これに止まらず、常に全力で取り組まなければならない課題は山積している。
- ・ 一朝一夕に実現するものではないが、より国民の期待に応えられる資格制度を目指

し法改正の推進を図るとともに、自動車保有関係手続のワンストップサービスや他士業との業際問題についても、我々の既存の職域確保を重視しながら、国民の求めに応じた新規分野への職域拡大も図っていく。

- ・ 本年度も特定行政書士法定研修の実施に全力で取り組むとともに、機動的な組織運営の基礎づくりを目指して、業務執行体制と組織の見直しをさらに進めていく。
- ・ 今年度も揺るぎない行政書士制度の確立に向けて、全国の会員の先頭に立ち、単位会と連携しつつ前進していくことを、この場を借りて約束する。
- ・ 結びに、北海道行政書士会の益々のご発展と会員各位の健勝を祈念し、お祝いの挨拶とする。

○ 三上理事より、祝電が披露された。

- ・ 電文の紹介

北海道議会議長 遠藤連様

北海道議会議員 喜多龍一様

北海道議会議員 道下大樹様

日本行政書士会連合会会長 遠田和夫様

元自由民主党幹事長 武部勤様

- ・ 名前のみの紹介

前北海道議会議員 鳥越良孝様

釧路弁護士会会長 武部雅充様

一般財団法人行政書士試験センター理事長 磯部力様

株式会社ワイズ代表取締役 福澤直樹様

一般財団法人建設業情報管理センター 井関徹様

○ 荒木総務部長の進行により、来賓の退席を拍手で見送った後、会場準備のため暫時休憩とすることとし、10時55分から議事が再開された。

7 議長、副議長の選出

○ 荒木総務部長の進行により、会則施行規則第58条に基づいて、議長、副議長が選出されるまでの間、吉村会長が仮議長に就任した。

○ 仮議長が、執行部に総会の成立状況に係る報告を求めたことを受けて、荒木総務部長から、総会構成員数、代議員が74名、定足数が37名であるところ、本日の出席者数、代議員74名のうち委任状による出席が2名であるので、本定時総会は有効に成立している旨の報告があった。

○ 仮議長は、総会は有効に成立しているとの宣言を行った後、議長1名、副議長1名の選出に際し、選出方法をどのように取り計らうか議場に諮ったところ、仮議長一任との声を受けて、総務部長に執行部案の提案を求めた。

○ 荒木徹総務部長より、議長には網走支部の阪田裕代議員、また、副議長には十勝支部の関根進代議員との提案があり、仮議長はこの提案を議場に諮った上で、議長、副議長を提案通りに決定した。

○ 仮議長が降壇し、荒木総務部長の進行により、阪田議長、関根副議長が登壇し所定の場所に着席した後、それぞれから就任挨拶があった。

8 議事録署名人の選出

- 阪田議長は、議事録署名人2名の選出に際し、総務部長に執行部案の提案を求めた。
- 荒木総務部長より、議事録署名人には、札幌支部の長島靖子代議員、函館支部の嶋田不二雄代議員の2名の提案があり、議長はこの提案を議場に諮った上で、議事録署名人を提案通りに決定した。

9 議 事

- 阪田議長（概要）
 - ・ 議案審議の大まかな予定として、12時15分を目途に、第1号議案（平成27年度事業報告）と第2号議案（平成27年度決算報告）を一括して審議した後、監事からの監査報告、続いて、あらかじめ通告のあった質問・要望についての答弁や再質問等を行う。これが終了すると、昼食休憩を挟んで13時15分から第3号議案（平成28年度事業計画）と第4号議案（平成28年度収支予算）を一括して審議した後、第5号議案（北海道行政書士会会則の改正）を取り扱う。
 - ・ 議事進行に関しては、議案に対する質問・要望は事前に通告のあった事項をもとに議事を進めること、スムーズな進行を図る上から、執行部の提案説明に続いて質問等に対する答弁を行った後、質問者に再質問の有無を確認すること、質問は再質問までとし、再々質問や関連質問は受けない取扱いとすること等が確認された。
- 阪田議長（概要）
 - ・ 第1号議案（事業報告）及び第2号議案（決算報告）を一括して審議することとし、執行部の説明をお願いする。
- 吉村会長（概要）
 - ・ 平成27年度の事業報告に関し、各部からの報告に先立ち、総括的に説明する。
 - ・ 昨年、日行連の副会長を拝命したことに伴い、役職員をはじめ多くの会員の方々に多大な支援と協力をいただいたことにお礼を申し上げる。
 - ・ 平成27年度の事業については、概ね事業計画に則した取組ができたと考えているが、特定行政書士については残念ながら当初の目標を大きく下回る結果となった。しかしながら、この特定行政書士制度は、今後の職域の拡大を目指す法改正の第一歩となる大切なものであるので、引き続き協力をお願いする。
 - ・ 昨日、「法教育支援セミナー in 北見」が開催されたが、法教育を文部科学省も指導要領に明確に位置付けていることから、本会としても地域貢献と広報の両面から、積極的かつ具体的な取組としていきたい。
 - ・ 様々な情報をもとに業務開拓につなげるべく、各部連携しながら取り組んでいるので、皆さんの協力をお願いする。
- 総務部（概要）
 - ・ 議案書の記載事項は改めて説明するまでもないと思うので、記載のない事項について話をすると、最近、一般の方からの会員に対する苦情等が多く寄せられている。
本会に直接言ってくるものや道の市町村課からの紹介によるものがあるが、苦情の内容としては、依頼を受けた業務の金額的なことに関するものや業務に関して適切な説明がないために不信感を持たれているといったものが多いので、それぞれの支部に

戻られたら注意喚起をお願いする。

○ 広報部（概要）

- ・ 主な広報活動としては、テレビCMや新聞広告を活用して特定行政書士制度に係る周知活動を行ったほか、法教育の関係では、平成27年12月6日に法教育支援セミナーを東京都行政書士会の協力、北海道教育委員会と札幌市教育委員会の後援を得て実施した。
- ・ 会員に対しては法教育セミナーと特定行政書士制度の周知に努めるとともに、監察活動の一環として、全道監察広報担当者会議を2回開催した。
- ・ 広報グッズ等の関係では、特定行政書士制度及び法教育支援セミナーをPRするカレンダーを作成・配布したほか、本会の案内広告を地下鉄東西線西11丁目駅構内及び本会周辺の電柱に設置した。

○ 経理部（概要）

- ・ 会費納入促進対策については、質問が出ているので、その際に詳しく説明する。
- ・ 適正な助成制度の確立については、支部行政書士記念日事業実施要領及び支部法教育事業実施要領を新設した。

○ 業務企画部（概要）

- ・ 受託事業の推進については、建設業相談員による経営規模等評価申請等受付業務と年度末の運輸局の自動車登録相談窓口業務の二つに取り組んだ。
- ・ 業務開拓及び業務資料作成については、会社法の改正、民法の改正、マイナンバー制度の3点に関する業務資料を作成・配付したほか、業務拡大に関しては、知的資産経営、改正承継円滑化法等についての情報収集に努めた。なお、空き家対策については、質問が出ているので、後ほど詳しく説明する。
- ・ 専門員の育成についても、質問が出ているので、後ほど詳しく説明する。

○ 研修部（概要）

- ・ 総合法学講座、新入会員研修、一般業務研修の実施状況は、別紙4のとおり。
- ・ 各支部との連携では、来月早々にも会議を実施する予定であり、今年度はさらに力を入れて研修等に取り組んでいきたい。

○ 宮元副会長（概要）

- ・ 行政書士会北海道ADRセンター、申請取次行政書士管理委員会、法規等特別委員会については、議案書のとおり。

○ 阪田議長（概要）

- ・ 第2号議案について、執行部の説明をお願いする。

○ 経理部（概要）

- ・ 別冊1に即して、平成27年度決算報告の概略を説明する。
- ・ 事業活動収入計については、1億5,383万9,717円、予算比で106%、857万円程の増となっており、この主な要因としては、新入会員の増加によるもので、期末での会員数は純増36名となっている。
- ・ 事業活動支出については、事業費の決算額は4,451万4,575円でトータルの執行率が67.3%、管理費については、決算額が3,610万1,856円で執行率が88.5%、連合会費及び支部費については、4,607万5,000円で執

行率が97.3%であり、事業活動支出計としては、1億2,669万1,431円で執行率が79.4%となっている。

- ・ この結果、事業活動収入計から事業活動支出計を引いた事業活動収支差額(A)は、2,714万8,286円で、単年度収支は2,714万円ほどプラスになっている。
- ・ IIの投資活動収支の部に関して、投資活動収入は受け入れがなく、また、投資活動支出については、固定資産取得支出は発生しなかったが、特定預金支出として、財政調整積立預金支出、会館修繕等引当積立預金支出、災害支援対策積立預金支出の合計で1,600万円を積み立てている。
- ・ 以上、(A)の事業活動収支差額から(B)の投資活動収支差額を差し引くと、当期収支差額としてはプラス1,114万8,286円で、これに前期繰越金3,218万5,799円を合計した次期繰越収支差額は4,333万4,085円となる。
- ・ 業務用品あっせん特別会計収支計算書は、事務局で取り扱う物品の頒布と雑収入からなるもので、事業活動収入の決算額が219万9,731円、それに対する支出も同額となっている。
- ・ 受託事業特別会計収支計算書は建設業受託事業に係るもので、764万1,921円の収入に対して、審査の派遣費や連絡費等に同額を支出している。
- ・ 14ページ、15ページは、各会計の収支の総括表を掲載している。
- ・ 16ページ、17ページは、一般会計正味財産増減計算書で正味財産の増減についての経緯を記載したもので、表末の期末正味財産合計額1億2,869万1,910円が当会の正味財産となっている。
- ・ 18ページ、19ページは一般会計貸借対照表で、正味財産の内訳として土地、建物、預り金を、また、20ページには業務用品あっせん特別会計貸借対照表、21ページには受託事業特別会計貸借対照表、22ページには総括表を掲載しているので、それぞれ参照されたい。
- ・ 24ページ以降に計算書類に関する注記、財産目録、会費収納状況を掲載しているので、参照されたい。

○ 阪田議長：

- ・ 監査報告をお願いする。

○ 監 事：

- ・ 会則第54条第1項により監査結果を報告する。
- ・ 監事団は、平成28年4月14日、15日の両日にわたり、本会会議室において決算監査を実施した。

会則第73条第2項の規定により、平成27年度における本会の財産及び会計並びに会務の執行状況について監査したところ、正確に執行処理されており、また収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録も関係諸帳簿等により突合したところ、適正であることを認める。

○ 阪田議長：

- ・ 質問に入るが、質問については再質問までとし、また、関連質問は受けないこととする。執行部の答弁をお願いする。

○ 総務部（概要）

- ・ 支部長協議会においては、各支部の現状と取組を中心議題に意見交換等を行っているほか、本会から各支部に伝えたい内容や連絡事項等も議題としている。

○ 広報部（概要）

- ・ 平成27年12月6日の法教育支援セミナーに関しては、東京会の常任会長からのこれまで取り組んできた法教育の趣旨や内容の説明の後、寺田法教育推進特別委員会副委員長から、実際の取組事例として、子供たちが持ち寄ったペットボトルの表示内容やリサイクルの仕組みをワーキンググループで話し合う中で、法律を学んでいくという内容の説明があった。続いて、函館支部における取組の紹介、運用開始を目前に控えたマイナンバー制度の内容説明等を行ってセミナーを終了した。
- ・ セミナーの実施内容についてはDVDに収録しているので、小樽市の教育委員会や生徒指導の先生、小中学校の校長先生の研修会において、このDVDを活用して報告を行った。
- ・ 札幌市教育委員会に関しては、小川札幌市議会議員と一緒に町田市の法教育の現場を視察した内容（可能な範囲内でDVD撮影も実施）を、今年の2月28日に札幌市教育委員会に報告したもので、この報告内容が評価されて、本年度は2校程のモデル校で法教育を試行する旨の話が出ており、また、先月は札幌市議会においても同様の評価をもらうとともに、行政書士会とともに法教育に取り組んでいく旨の発言がなされた。
- ・ 四士業連絡協議会は、北海道行政書士会、札幌司法書士会、北海道税理士会、社会保険労務士会の四士業で構成され、幹事は一年ごとの持ち回りとなっている中で、昨年度は税理士会が幹事となっていたが、税理士会の都合で開催されなかったもの。
なお、七士業に関しては、広報部の所管から総務部の所管となっている。

○ 宮元副会長（概要）

- ・ 札幌地域災害復興支援士業連絡会は弁護士会を主体として七士業で構成されているが、平成25年7月の第1回目の会合において、東日本大震災における状況を鑑みて車両系の支援業務に関して行政書士会の参加を得るのが良いとのことで、第2回目の理事会から本会も参加することとなり、私と当時の広報部長が出席した。
- ・ 平成26年11月5日に、弁護士会の会長や司法書士会の会長、関係団体全員が参集し、札幌市と災害時における相談業務の応援に関する協定（相談支援の活動内容）を締結した。
- ・ 平成27年1月、3月の会議開催から約1年後の平成28年3月29日に会議が開催されたが、札幌市との協定の締結に伴ってマニュアル等の整備が会議の中心議題となったことから総務部が所管することとし、私と総務部長が出席した。

○ 経理部（概要）

- ・ 2名に対する裁判所への支払督促申立てに関して、1名は所在不明により支払督促不到達のため当該支払督促の効力が発生していない状態にあり、送達手続きを続けるか取り下げるかの対応になるが、もう1名は支払督促に対して異議申立てを行い、訴訟手続に移行したものの口頭弁論の結果、和解に至った。
- ・ 会員には会費納入自動振替を推奨しているが、現段階では納入方法を強制することはできない扱いとなっている。

○ 業務企画部（概要）

- ・ 空き家等に関して、行政書士の関与可能な業務として想定しているものは、空き家等の所有者が死亡している場合の相続の手续や、所有者が法人で事実上廃業といった場合の法人の解散・清算に関する書類作成業務、その相談対応といったケースのほか、所有者が特定されていない場合や行方不明など職務上可能な範囲で所有者を特定するといったことで、これらは日常業務として十分対応できると考えている。

また、実際に空き家等の所有者が判明した場合に、空き家を放置したままにするのではなく、上手く利活用することが重要だと考えているので、ソーシャルビジネスに対する創業支援や民泊に関する利用方法、旅館業法の改正といったことも含めて検討していきたい。

連絡会議は北海道を中心として市町村や士業団体、建設業者団体、不動産業者団体等の関係団体から構成されており、自治体や一般市民からの相談等には対応可能な団体が適宜対応することとなっているので、行政書士会に先程のような相談がくれば、各支部の力を借りながら対応していきたい。

- ・ ビジネスの国際化が進んでいる中で、我々が関与し得る国際業務は入管手続のほか多岐にわたり、第一に、外国人経営者の日本での起業、外国企業の日本法人の設立、海外から日本へのビジネス進出など、第二に、日本企業が海外での現地法人の設立、海外取引、日本から海外へのビジネス進出などが考えられ、例えば、日本企業が海外と取引をする場合にはISOを含めた国際基準への対応が必要になり、また、食品等の輸出に際しては農林水産省が発行する産地証明が必要になるというように、ビジネスの国際化に伴う様々な変化にどう対応するのかなどについて検討している。

他士業との関係では、弁護士等の国際関係の業務であれば、入管手続や国際取引に関する契約書の作成、紛争解決等についての講演会の開催等に力を入れてきており、社労士会では入管手続、労働関係、労働者関係等の取扱いといったことを考えていることから、外国人に関わる業務は行政書士だと言われるように、また、他士業に負けないように取り組んでいきたい。

- ・ 専門員の育成に関して、専門員の国際業務の具体例として、国際ビジネスに関する手続、コンサルティング、入管業務、帰化申請業務、外国向けの文書の認証、外国語の契約書の作成等が挙げられるほか、外国人が相続人または被相続人になった場合の相続手続等についても行政書士の業務となっていくのではないかと。
- ・ 業務開拓、認知度向上の活動の具体例として、会員向けに入管業務以外の国際業務に関する研修を7月に実施する予定で、既に申込みを受け付けているほか、対外向けに行政書士が国際業務の専門家であることをPRするパンフレットの作成、会員及び国際ビジネスに取り組もうとする企業向けの講演会の開催のほか、将来的には入国管理局での無料相談会の開催等も検討している。

○ ADRセンター（概要）

- ・ 外国人を対象としたADR研修としては、昨年の4月18日に当事者外国人と日本人の習慣、文化の問題点をロールプレイにより理解するという技法で3時間実施したほか、10月17日に職場環境について外国人当事者と法人の紛争背景を図ることを題材にしたものを計5時間実施した。

- ・ 平成26年度までは国土交通省の補助事業の住宅セーフティネット基盤強化推進事業における面接相談会や電話相談会を実施する際に、ADRセンターのPRにもつなげることができたことから、それなりの効果を上げることができたと考えているが、昨年度は当事業への取組を断念したことに伴い、効果的な広報につなげることができなかったこともあり実績が1件に留まった。

このため、先月、日本ADR協会の森理事と札幌市消費者センターを訪問し、今後の連携の在り方等について打合せを行ったほか、札幌近郊で10万部以上配布されているコミュニティ新聞に紹介記事を掲載するなど、ADRセンターの認知度の向上、ひいては調停の実績につながるよう広報に努めている。

- ・ ADRセンター費の決算上100万円余の不用額に関しては、調停申込みも含めて件数が少なかったことに伴い、弁護士調停人報酬等の支払いが少なかったということで、今年度は広報活動により積極的に対応していきたい。

○ 経理部（概要）

- ・ 決算報告書の18ページ、19ページ、一般会計貸借対照表上の未収金は、過年度会費未収入分、北海道運輸局の分、特別会計の未収金で合計563万8,428円、また、預り金については、入会金、平成28年度会費、日行連手数料、住民税、雇用保険掛金等々で合計806万5,467円、未払金の主なものを例示すると、広報事業費、広報活動費他、各運輸支局の無料相談会、社会保険掛金、労働保険料、地方消費税等で合計375万6,561円となっている。

○ 阪田議長：

- ・ 答弁について再質問の有無を確認する。
- ・ 札幌支部の所村代議員。

○ 所村代議員（概要）

- ・ 全道支部長協議会は以前から開催されているが、問題となった内容について広報等を活用してその内容を周知して欲しいと思うがどうか。

○ 宮元副会長（概要）

- ・ 支部長協議会については現行の会則上の規定はなく、集会の一環として開催しているが、これまで余り表に出すことがなかったので、今後は広報部等を通して会議の内容を開示していきたい。

○ 阪田議長：

- ・ 札幌支部の築田代議員（再質問なし）。
- ・ 札幌支部の原田代議員（再質問なし）。
- ・ 小樽支部の源代議員（再質問なし）。
- ・ 札幌支部の藤永代議員（再質問なし）。
- ・ 札幌支部の越智代議員（再質問なし）。
- ・ 札幌支部の堀川代議員。

○ 堀川代議員（概要）

- ・ 4月18日及び10月17日に研修会を実施したとのことだが、この研修会に外部から招いた講師等がいれば、誰を招いたか教えてほしい。

○ ADRセンター（概要）

- ・ この研修会に外部から招いた講師いない。
- 阪田議長：
 - ・ 旭川支部の中家代議員。
- 中家代議員（概要）
 - ・ 再質問が2点あり、1点目はその前年は多かったということだが、何件だったのか。また、2点目は広報不足とのことだが、前年度において少なかったのは広報不足だとの認識で間違いないか。
- ADRセンター（概要）
 - ・ その前の年は3件の調停があり、いずれも1回の期日で終わっているが、広報不足は否めなかったというのは事実である。
 なお、本会でもADRセンターのパンフレットを作成して、札幌の国際プラザ等の外国人の集まる施設等に配布しているが、宗教や習慣、文化の違いによる相談はこの種の施設にも寄せられてはならず、また、札幌市消費者センターにも特にこの問題について相談が寄せられたことはないとのこと。
- 阪田議長
 - ・ 札幌支部の板垣代議員。
- 板垣代議員（概要）
 - ・ ADRセンターについて、100万円を超える不用額が生じている。センター設立の平成25年度は208万3,425円、平成26年度は151万2,634円、平成27年度が108万6,072円で、この3年間を見ても100万円ないし200万円の不用額が出ている。どのような根拠で積算されているのか。また、費用対効果についてはどう考えているのか。
- ADRセンター（概要）
 - ・ 積算に関しは、弁護士調停人等には別枠でその費用も支払わなければならないことから、1回の調停について10万円程度の費用を見込み、また、件数については様々な要素を勘案して年間10件程は発生するとの見込みで予算を組み立てている。
- 板垣代議員（概要）
 - ・ 続けて、2番目について再質問してよいか。
- 阪田議長
 - ・ はい。
- 板垣代議員（概要）
 - ・ 一般会計貸借対照表上の未収金、預り金、未払金については、先ほど説明のあった18ページの金額と財産目録上の金額、現金預金もそうだが、財産目録上では現金預金が5,069万4,867円、未収金は496万2,553円、預り金については892万5,319円、未払金が429万1,722円ということで、財産目録上の金額と一般会計貸借対照表上の金額が違っているが、どうしてか。
- 経理部（概要）
 - ・ 一般会計貸借対照表上の未収金については、過年度会費未収入の額が404万2,393円、北海道運輸局の分が92万160円で、合計が496万2,553円である。

○ 阪田議長（概要）

- ・ 再質問が終了したので、第1号議案、第2号議案について、承認される方の拍手をお願いします。賛成多数により可決された。
- ・ 昼食のため暫時休憩とし、再開は13時15分とする。

（休 憩）

○ 阪田議長（概要）

- ・ 定刻になったので、午前に引き続き会議を開催する。第3号議案（事業計画）及び第4号議案（収支予算）は副議長が担当する。

○ 関根副議長（概要）

- ・ 第3号議案（事業計画）及び第4号議案（収支予算）は関連があるので一括して上程することとし、執行部の説明をお願いします。

○ 吉村会長（概要）

- ・ 平成28年度事業計画、収支予算に先立ち、総括的に基本的な考え方を説明する。
- ・ 平成28年度事業執行に当たっての基本方針は議案に記したとおりだが、質問通告書にもあるように、各士業においても職域の確保・拡大は喫緊の課題となっており、司法書士会では権利義務・事実証明の書類についての法改正、社労士会では申請取次関係の法改正の問題、OSSについては関係団体による中間登録への参入等々、様々に私たちの業務に入り込もうとしている。
- ・ この現状を行政書士一人ひとりがしっかりと認識するとともに、一致団結できる体制をつくり上げる必要がある。
- ・ 現在、日行連では中小企業の創業支援や事業承継等に向けたセミナーの開催を積極的に展開する中で、全国に発信できるように取り組んでおり、また、総合コンサルティング的な方向も模索しているので、これらの情報についても、速やかに本会会員に向けて発信できるようにしたい。
- ・ 本年度一番の問題になると思われるOSSについても、行政書士会という組織の真価が問われることを念頭に置き、しっかりと情報を得ながら対応していきたいと考えているので、さらなる支援と協力をお願いします。

○ 総務部（概要）

- ・ プロジェクトチーム制については、複数の部に関連する事業等を的確に遂行するため、各部横断的に検討処理を行う必要があることから、この制度を導入しようとするもの。
- ・ 会員管理システムについては、現行の会員管理システムを新しいOSSに対応したシステムに更新しようというもの。
- ・ 防災マニュアルに関しては、質問が出ているので、後ほど回答する。

○ 広報部（概要）

- ・ 広報活動計画に関して、北海道会事業全般の一体的広報活動については、特定行政書士制度を中心に申請取次やADRセンター、成年後見支援センター等の取組成果の一体的な広報に努め、また、法教育支援事業については、前年度アプローチのあった教育機関において出前講座に取り組むとともに、各部や各支部とも連携して法教育支援事業の継続的な実施及びPRに努めていく。

- ・ 会員への情報提供については、活動や組織、制度の広がりに伴ってバナーサイトが増えてきていることから、ホームページの見直しを行う。
- ・ 他土業との協議に関しては、本年度は本会が幹事なので、取組を進めている法教育や他土業との業際問題について協議を行う予定。
- 経理部（概要）
 - ・ 健全財政の確立、会費納入促進対策については、記載のとおり、引き続き努力していく。
 - ・ 助成金については、平成27年度から新たな助成金制度をスタートしたので、その支給実績を精査し、より効率的な助成金のあり方を引き続き検討していく。
- 業務企画部（概要）
 - ・ 受託事業の推進については、前年度同様、経営規模等評価申請等受付業務と運輸局の自動車登録相談窓口業務に対応する。
 - ・ 業務開拓及び業務資料の作成に関しては、法改正等の情報を適宜収集し内容を精査した上で業務資料を発行するとともに、日行連や他の単位会から先進的な業務の取組の情報を収集し、必要に応じて研修会の企画、資料の作成を行う。
 北海道空き家等対策連絡会議に関しては質問が出ているので、後ほど回答する。
 北海道農業協同組合中央会、中小機構北海道、北海道中小企業団体中央会等の各種団体と業務提携に向けて取り組む。
 新しい民間資格の中には行政書士業務と関連するものも多く、新規業務の手がかりになる点もあるので、資格の研究と資格者との連携などについて検討する。
 - ・ 専門員の育成及び研修システムの検討に関して、国際業務専門員と融資申請支援専門員のワーキンググループとともに年6回の会議を行い、その中で、日本政策金融公庫等の機関と連携を図りながら研修会の企画等に取り組む。
 - ・ 日本政策金融公庫との業務提携に関しては、同公庫との連携を深めるために、融資申請支援専門員のワーキンググループを中心に創業支援についての情報交換を行いつつ、同公庫の道内各支店と近隣支部との交流が可能となるようなセミナーや相談会、研修会等を企画する。
- 研修部（概要）
 - ・ 平成27年度まで開講していた総合法学講座のゼミコースは、受講者が大幅に減少したこと等から、今年度は一時休止の取扱いとした。
 - ・ 特定行政書士の法定研修については、今年度は札幌以外に函館と帯広の2カ所で開催することとしている。
 - ・ 昨日、網走支部が法教育支援セミナーを実施したが、今年度は各支部においても法教育支援事業に取り組んでほしいので、出前講座のための養成研修について今年度中に決定し、来年度以降、実際に社会貢献としての法教育支援事業に参画できるよう目途をつけたい。
- 宮元副会長（概要）
 - ・ 行政書士会北海道ADRセンター、申請取次行政書士管理委員会、法規等特別委員会に関しては記載のとおり。
- 関根副議長（概要）

- ・ 第4号議案について、執行部の説明をお願いします。
- 経理部（概要）
 - ・ 別冊2に即して、平成28年度収支予算の概略を説明する。
 - ・ 事業活動収入の主なものは、入会金収入が73名の予算立てとしているほか、諸収入（雑収入）は454万6,000円と見込んでいる。この結果、事業活動収入計としては1億4,309万6,000円で、前年予算対比98.5%となっている。
 - ・ 事業活動支出に関して、事業費（会議費から申請取次行政書士管理委員会費までのトータル）については7,235万7,000円で、前年予算対比109.4%の見込み、管理費については4,289万5,000円、連合会費及び支部費はほぼ前年と同額の4,777万円で、これらに予備費を足して、事業活動支出計としては1億6,843万3,085円の予算立てとなっている。
 - ・ 結果、事業活動収入計から事業活動支出計を差し引いた事業活動収支差額（A）については、マイナス2,533万7,085円である。
 - ・ IIの投資活動収支の部に関して、投資活動収入については、特定積立金取崩収入が3,000円、投資活動支出については、固定資産取得支出が100万円、修繕費が100万円、特定預金支出が1,600万円で、投資活動支出計としては1,800万円なので、投資活動収支差額（B）としてはマイナス1,799万7,000円となっている。
 - ・ この結果、事業活動収支差額（A）と投資活動収支差額（B）を足した当期の収支差額はマイナス4,333万4,085円で、これに前期繰越収支差額4,333万4,085円を足した次期繰越収支差額はゼロとなり、前年度繰越額と収支が合う。
 - ・ 業務用品あっせん特別会計収支予算書については、収入、支出ともに211万円となっている。
 - ・ 受託事業特別会計収支予算書についても同様に、収入、支出ともに640万円となっている。
- 関根副議長（概要）
 - ・ 質問・要望についての答弁をお願いします。
- 吉村会長（概要）
 - ・ 日行連では中小企業支援や日本政策金融公庫、地域金融機関との連携による取組を様々に模索しているところであり、本会は業務企画部を中心に取組を進める中で、昨年度は日本政策金融公庫に講師を依頼して融資計画書の作成研修会等を実施した。
 - ・ 最近は、不動産コンサルタントによる民泊サービスの旅館業法改正等を狙った動きなど様々な動きも見られることから、情報を的確に把握して、それらを迅速に提供できる体制を採っていくとともに、研修等にもしっかりと取り組んでいきたい。
- 総務部（概要）
 - ・ インターンシップは、受入先の行政書士の厚意で実施している現状であり、新入会員にアンケートを行うことも含めて、希望する内容、時間等についての検討が必要と考えているほか、受入方に対するインセンティブの必要性についても検討したい。
 - ・ 災害協定に基づく防災マニュアルは、行政書士が行う被災者支援に関してマニュアル化することを目的とし、その内容については罹災証明や自動車抹消登録等の手続に

関することを想定している。

配布方法については本会ホームページに掲載する方向で検討しており、また、その作成は外部への委託ではなく、総務部内で検討作成することとしているので、作成の費用は部会等の予算内で収まると見込んでいる。

○ 広報部（概要）

- ・ 法教育の主管部門については、これまで広報活動の一環としてPR活動、セミナー等を行ってきているが、法教育を各支部で行う場合には、講師の養成や連絡調整等の様々な工程があるので、プロジェクトチームで横断的に取り組むこととしている。

具体的に連携する部門の役割分担については、講師養成に関しては研修部、資材・学校教材については業務企画部、関係先との調整等は総務部、PR活動は広報部と多岐にわたることから、各部からなるプロジェクトチームで取り組む予定であるほか、各支部から事務局に問い合わせがあったものについては、当面、広報部長からプロジェクトチームにつなぐことになる。

出張出前講座の実行については、基本的には各支部が取り組むことを念頭に、それに向けて本会がどのように取り組んでいくかということであり、本年度は札幌市での具体的なケーススタディがあることから、東京会から養成講師を招聘するとともに、各支部の講師予定者等による養成講座を開催するための予算を措置している。

支部の支援のために、今年の法教育の実績、工程、記録等を編集したDVDを全支部に配付するほか、法教育を実施した支部には一支部当たり5万円の助成金を本年度から措置している。

○ 業務企画部（概要）

- ・ 今年の2月23日に開催された第1回の北海道空き家等対策連絡会議に本会もメンバーとして参画し、北海道全体としての取組の方針等について情報収集を行うとともに、行政書士の関与可能な業務に関する周知や意見交換を行った。

今年度は6月3日に第1回の会議が予定され、空き家に関するガイドブック、道内市町村の取組事例の発表、空き家等対策に関する意見交換が議題となっている。

本会としては、空き家等の所有者、相続人、近隣の住民など空き家等に関して何らかの悩みを抱えている方々を対象として、空き家等を利活用するための説明会や無料相談会等を積極的に実施していくことが問題解決の糸口になる旨の提案を連絡会議に行うこととしており、この提案が実施される際には、空き家の利活用に関しての強みやノウハウを活かした取組を各支部の協力を得て行っていきたい。

- ・ 日本政策金融公庫との業務提携については、平成23年頃から様々な協議を重ね、平成25年11月22日に日本政策金融公庫札幌支店との間で「中小企業支援に関する覚書」を締結した。

公庫との連携を深める取組について若干補足すると、平成27年度は5回ほど公庫札幌支店との協議を行う中で、創業支援や融資申請支援の分野での連携、ソーシャルビジネスの分野での連携等の可能性を検討したほか、研修部との共催で11月25日に事業活動計画書の作成に関する研修会を実施している。今年度は当会の会員が融資申請をする際の公庫担当者の設置について協議を行っている。

- ・ 専門員のワーキンググループは、事業計画の立案、会社の設立、融資申請支援等の

創業支援に関することに加え、その後の許認可や会計、事業拡大に向けた経営コンサルティング等、総合的かつ継続的に取引先と関わっていくことができる専門員を育成するとの考えのもと設置し、ベテランから若手による4名がメンバーとなっている。

活動としては、ワーキンググループのメンバーと公庫担当者との打合せや研修会の実施、無料相談会やセミナーの企画、本会と公庫との業務提携をPRするパンフレットを各支店に備え置いてもらうべく協議を進めるほか、公庫各支店での行政書士による定期的な無料相談日の設定や知的資産経営報告書を用いた行政書士が提出する融資申請の事業計画書に一定の役割を果たせるような取扱いについて公庫に働きかけることとしている。

○ 研修部（概要）

- ・ 総合法学講座については、研修講師の許諾を前提としてインターネット配信を行うとともに、講義の録画を行っているので貸出の要望があれば対応はできる。
- ・ 会員全員がパソコンを使える環境にあって、メールアドレス等々を登録したとしても、現状の事務局の人数ではメールでの申込受付や集計等の作業が負担になるので、従来どおりの方法で対応せざるを得ない。

○ ADRセンター（概要）

- ・ 外国人を対象とした紛争の解決について、裁判所での和解等に比して便利な点等に関しては、実際に外国人が対象となった調停の実績はないが、本会ADRセンターの研修では文化や宗教や習慣等の外国人固有の背景等を座学やロールプレイ等を通して学んでいるので、外国人の実情にある程度精通した調停人が育っている。

優位な点に関しては、賃貸借住宅の原状回復をめぐるケースでは全て1回の期日で和解が成立し、かつ、当事者が和解合意書を遵守しているということであり、裁判所の調停では、和解書を作成しても何割かは全然履行されないと聞き及んでいることから、本会ADRセンターの自主交渉援助型による話し合いで合意に至ったことが、単に和解合意書を作ることよりも重要なポイントではないかと考えている。

- ・ 外国人を対象とした専門的な知見に関して、外国人の文化、習慣、宗教等については日本人の思考とは異なる場合があることを研修を通して学んでいるので、その意味で専門的な知見を有している。
- ・ ADRセンターの設立目的は、裁判外紛争解決手続の利用に関する法律第1条の内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続を公正な第三者が関与して解決を図るとの主旨に照らして、行政書士会として国民の利益につながる社会貢献事業の一環ではないかと考えている。

調停実施件数が1件だったことについては、設立目的に照らして十分とは全く考えていないし、PR不足は否めなかったと考えている。また、目標としていた調停件数については10件以上の実施を目指していたところ。

地道な努力を重ねて調停人候補を増やさなければ、各地方において調停を実施できないことにもなりかねないので、引き続き各支部からのADR研修の受講について配慮願いたい。

また、撤退云々については、日本でのADRの普及に本会が貢献していくとの考えのもと、調停実績の確保に向けて運営委員とも様々な工夫をしていく。

○ 経理部（概要）

- ・ 第4号議案に関して、総務活動費のうち、プロジェクトチーム制活動費の60万円については、1回の会議費用を10万円と想定し、6回の会議の開催を予定して措置している。
- ・ 法教育支援事業費155万円の内訳について、一つは出前講座実施費用で講師養成費用、研修費用、出前講座費用、会議費用等に95万円を見込み、もう一つは支部助成金で60万円を見込んでいる。
- ・ 無料相談窓口対応等支援費40万円について、今後の空き家の連絡会議の活動状況によって変動はあり得るが、各支部への相談依頼を年間5件から7件程度と想定し、支部での相談対応の日当として40万円を計上している。
- ・ 消耗什器備品費については、防災用品の購入とパソコン購入のための予算を計上している。
- ・ ADRセンターの予算が前年度より30万円弱の増額となっていることについて、旭川管内でのADR実施に向けて旭川弁護士会との打合せ費用と旭川管内での調停の実施に要する費用を計上したもの。

○ 総務部（概要）

- ・ 総会議事録に関しては、本会の会則と会則施行規則に関係の規定がそれぞれあり、これらの規定を鑑みて検討した結果、従来どおり、そのまま法務局に提出することが一番望ましいと考えている。

○ 関根副議長（概要）

- ・ 要望事項について、回答を願いたい。

○ 総務部（概要）

- ・ 行政書士試験の実施機関である財団法人試験研究センターから、意見を求められることがあれば伝えたい。

○ 広報部（概要）

- ・ 会員への情報提供に関して、会員への情報発信に一層努めるとともに、各部の情報発信を待つだけでなく、広報部長自ら情報の収集に努める。
また、今年度はホームページの改訂等を予定しており、各部、各委員等の活動報告について情報発信の充実に努めていく。

○ ADRセンター（概要）

- ・ 総合相談窓口コーナーの設置については、本会事務局の負担を考え併せると直ちに設置することは難しい面もあるが、検討していきたい。
- ・ 広報部との連携に関しては、調停人候補者を法教育の講師等として、ADR研修で学んだことを活かし、学校の生徒たちにどういうことが大切なのかを教えることができるような仕組みづくりについて調整を進めている。
- ・ 公的機関等との協力体制の構築に関しては、財団法人札幌国際プラザにパンフレットを置いており、窓口の方にも本会のADRセンターを認識してもらっている。
ADRセンターでは、札幌管内の留学生が多い大学に、文化や宗教、習慣等の違いを背景とした問題の発生の有無等に関するアンケートを行うなど様々な取組を行っているほか、相談件数が一番多い札幌市消費者センターに対しては、日本ADR協会の

協力も得て、ADRセンターの活用について要請をすることとしており、結果が伴う可能性もある。

- ・ ADRセンターが作成したパンフレットには日本語で調停手続のフロー図を載せているが、外国語には不対応なので通訳や翻訳を通して利用してほしい。

○ 申請取次行政書士管理委員会（概要）

- ・ 申請取次行政書士管理委員会の事業は、新規と更新の申請取次届出の審査が主要な事業であり、毎月ほぼ1回、委員会を開催している。

本会における研修会は研修部が一括して担当しており、一般業務研修として国際業務研修を実施しているほか、入会后3年までの新入会員を対象とした研修において、1年に2回、7月と11月に申請取次業務の基礎について研修を行っている。

7月19日の国際業務研修は初級の内容だが、今後は中級、上級の研修も検討することとしており、詳細が決まり次第、会報や本会ホームページ等で周知する。

○ 経理部（概要）

- ・ ADRセンター費の補助費目については、ADRセンターの創設からの経緯を考えると、厳密な費用確定がなかなか難しく、また、調停実施の緊急性等を考えると、調停費用、研修費、会議費と科目を分けることが必ずしも合理的とは言えない面もあるので、引き続き検討していきたい。
- ・ 事務処理上のミスにより現金6,000円と返還の書類等をヤマトの宅急便コンパクトにより送付したことについて、今後はこういうことのないように留意する。

○ 宮元副会長（概要）

- ・ 会則施行規則第134条に「委員会構成員は常任理事会の承認を得て選出する」とあるとおり、実際の選出の際は、各支部から委員候補と適当と思われる委員会の名簿を出してもらい、それを基に常任理事会で決定しているが、会議や活動の多い会報・ホームページ委員会は、札幌及びその近郊の支部から選任している。

期中に委員に就任する際にも、常任理事会で諮り、支部長からの承諾を受けているが、執行部としては施行規則第132条にもあるように、業務分野に見識を持つ委員をもって組織することを大前提として、今後とも選出にあたる。

○ 関根副議長（概要）

- ・ 最後の要望についてはどうか。

○ 宮元副会長（概要）

- ・ 弁護士会や司法書士会では基金を設けて、郡部に会員を派遣する活動をしているように、全国的には行政書士会、社労士会等も都市部に集中しており、何らかの手を打つ必要があると認識している。

会費等の検討も選択肢の一つだが、実施までに様々な手続を踏む必要があるので、インセンティブとなり得る他の手法について検討を進めたい。具体的なことはこれらだが、今後、さらに拡がりが大きくなることが想定されるので、種々研究していきたい。

○ 関根副議長（概要）

- ・ 答弁が終了したので、再質問の有無を確認する。
- ・ 支部の所村代議員（再質問なし）。

- ・ 札幌支部の今井代議員（再質問なし）。
- ・ 旭川支部の中家代議員。
- 中家代議員（概要）
 - ・ マニュアルの内容は、手続的なことが中心となるとのことで了解したが、罹災証明は初めて手掛ける内容の書類だろうし、自動車関係の書類についても詳しい会員もいればそうでない会員もいるように、どの程度のレベルの会員をターゲットにして作成しようと考えているのか。
 - ・ マニュアルに盛り込む事項については、この2点の他に精査してほしい。
 - ・ 防災マニュアルというネーミングについては検討してほしい。
- 総務部（総務部）
 - ・ 自動車の抹消登録手続に関して、不慣れな会員、精通している会員、様々なので、マニュアルを作成に際しては、その次の段階、例えば普段の業務の研修ということも念頭に置いて盛り込みたい。
 防災マニュアルのネーミングについては、さらに検討する。
- 関根副議長
 - ・ 旭川支部の中家代議員。
- 中家代議員（概要）
 - ・ プロジェクトチームのミッションは、各部、各支部の後方支援との考え方で間違いないのか。
 - ・ プロジェクトチームの解散の事由、おそらくは事業の目的の達成が解散の事由になるかと思うが、現時点ではどのように考えているのか。
- 広報部（概要）
 - ・ プロジェクトチームは支部実施の支援ということも含むが、その次の段階として、東京会が法教育推進特別委員会を設けて取り組んでいるように、そういう方向へのステップアップということも念頭に運営規約等も検討する予定である。
- 関根副議長（概要）
 - ・ 解散についてもあったようだが。
- 広報部（概要）
 - ・ プロジェクトチームの活動報告を今年度中に取りまとめ、その上で、改めて総会に諮ることになるのではないか。
- 関根副議長
 - ・ 札幌支部の所村代議員（再質問なし）。
 - ・ 札幌支部の青山代議員（再質問なし）。
 - ・ 札幌支部の原田代議員（再質問なし）。
 - ・ 札幌支部の堀川代議員。
- 堀川代議員（概要）
 - ・ 外国人に関わる問題について、文化や習慣等は人間の一番深い部分に関することであり、初めて会った人にそれを相談するというのはまずあり得ないことなので、関係団体、例えば、外国人だけのコミュニティとの友好や連携を深めることから始めないと駄目だと思う。

- ・ 研修については、関係団体から講師を招いて、それぞれの国の習慣や文化等を教えてもらってはどうか。地球上には70億人がいるので、外国人の関係では多種多様な問題に直面するだろうから、関係団体との友好にもう少し力を入れるとともに、専門的な知見を深めるため、関係団体からも講師を招くなど研修を積んでほしい。

○ ADRセンター（概要）

- ・ 運営委員会において検討したい。

○ 関根副議長

- ・ 旭川支部の中家代議員。

○ 中家代議員（概要）

- ・ 前年度の調停実績1件が十分でないとの認識については了解した。
- ・ 前々年度の実績は3件とのことだが、誤差の範囲かなと思うが如何か。その解決率が100%とのことだが、分母が1や3のように母数が小さい中で100%と主張しても余り意味がないのではないか。
- ・ 10件以上の目標を掲げることは結構だとは思いますが、引き続き調停員を増やしていくとのことに関しては、併せて広報にも力を入れていくのでなければ片手落ちの気がする。
- ・ ADRでの社会貢献は大いに結構だが、予算の400万円は会費を使っているのだから、慈善事業という位置付けでは困る。利用されないシステムは、どこかで見切りをつける必要があるのではないか。
- ・ 旭川支部で裁判所の調停員に任用されている会員がいるが、1人、月5回程度は調停に対応しているとのことなので、ADRの制度に則った取組ではなく、裁判所の調停員を養成する取組の方が、もっと行政書士を社会に認知してもらえそうな取組になるのではないか。

○ 宮元副会長（概要）

- ・ 国の司法制度改革、弁護士法の規制緩和の流れの中で、平成16年のADR法の制定以降、各士業がADRに参加できるようになったが、行政書士には専門性がないとことから代理権付与が見送られた経緯がある。

本会としては、日行連の各单位会にADRセンターを設置するとの方針を受けて、総合法学講座を開設する等の取組を進め、3年前の5月20日に法務省からADRセンターの認証を受けた。

これまでに十数カ所の単位会が認証を受けているが、日行連としては、認証を受けた単位会がもう少し増えてから政治的な働きかけを行い、ADR法に行政書士も参入できる状況を作っていこうと取組を進めている。

- ・ 当会はADRセンターを設立して3件の実績があるが、認証を得て、最初の1件目に辿り着き、さらなるスキルアップに向けて相当な努力をして今に至っている。

裁判の調停とはやり方が違い、当会のADRセンターのやり方は交渉援助型と言われるもので、スキルアップを図りつつ、実際に調停に対応するという取組では10件ぐらいが限界かと考える。

3件、1件というのは少ないかもしれないが、今後もさらに努力をしていくので、もう少し温かく見守ってもらいたい。

- 関根副議長（概要）
 - ・ 時間も押し迫っており、迅速に進めたい。
 - ・ 札幌支部の所村代議員。
- 所村代議員（概要）
 - ・ 総務省の行政相談委員制度の普及・啓蒙の一環として、5年前から既に出前講座を実施しており、本州では結構実施しているようだが、北海道ではほとんど行われていない状況にある。
 - ・ 法教育に関して札幌と小樽で実施したとのことだが、出前講座の95万円の計上の仕方が果たしてどうなのかなと思うがどうか。
- 広報部（概要）
 - ・ 実際のところ、講師の問題、支部への伝達や研修といったこともあるので、予算としては、東京会から養成講師を招聘する旅費、研修会や伝達研修の開催、全道支部の講師養成研修及び資料作成代、DVD編集、テキストの作成・配布等で約90万円と見込んでいる。
- 関根副議長
 - ・ 旭川支部の中家代議員（再質問なし）。
 - ・ 札幌支部の板垣代議員。
- 板垣代議員（概要）
 - ・ ADRセンター費の予算が前年度より30万円弱増額になっているが、予算書を見ると、各士業ADR連携事業費、各支部開催調停準備事業費、無料相談会開催費が新事業で、この分で96万円ほどの予算を措置している。
 他方、事業計画書は前年度と同様の記載で、この新規の3事業が確かに反映されているのか懸念されるので、もう少し事業計画に反映されるといいのではないか。
 - ・ 予算書では説明欄に積算金額が出てくるが、一番肝心の決算報告書にこの説明欄への記載がほとんどなく、ADRも同様で、3年にわたって「調停事案の減」が書かれているが、次年度からは、決算報告書にも説明欄の中に使った金額等を入れてほしい。
- 経理部（概要）
 - ・ 十分検討の上、来年度から反映させていきたい。
- 関根副議長
 - ・ 小樽支部の秦代議員。
- 秦代議員（概要）
 - ・ ルールがあることは重々承知しているし、ルールはルールとして守ることは当然だが、外部に知られては具合が悪いようなものを、法務局に提出していいのかなという疑問がある。
 質問と回答の分厚い答弁集と議事の概要を記したA4の1枚ものの2種類を作成して、分厚い方は内部で保管し、法務局にはA4の1枚ものを提出してはどうか。
- 総務部（概要）
 - ・ 2種類の議事録を作成し、その両方に署名捺印をしてもらうことは、結果として、議事録署名人に負担をかけるのではないか。
 分厚い議事録を法務局に提出した場合、法務局に必要のないことまで知られる懸念

があるとのことだが、法務局には職務上知り得たものは外部に漏らしてはならない義務が課されているはずなので、余計な手間をかけずに従来通りの対応で良いのではないかと考えている。

○宮元副会長（概要）

- ・ 概要とまではいかなくても、コンパクトになるよう検討していくので、議事録署名人にはよろしく願います（会長からの指示による補足答弁）。

○ 関根副議長（概要）

- ・ 質問に対する答弁等を終了したので、第3号議案及び第4号議案について、承認される方の拍手をお願いします。賛成多数により可決された。
- ・ 議長を交代する。

○ 阪田議長（概要）

- ・ 第5号議案（会則の改正）を議題とし、執行部から説明をお願いします。

○ 総務部（概要）

- ・ 改正の内容は、会則第50条第1項第2号と第3号にある、副会長を3人以内から5人以内に、理事の数を24人以内から30人以内にそれぞれ改めるというもの。
- ・ この改正条項は、附則により、北海道知事の認可を受けた日からの施行となるので、本日承認されたとしても、知事の認可後でなければ副会長や理事の人数の変更は適用されない。
- ・ 本会の定数改定に関しては、昭和35年5月の法改正を受けて制定した会則では、副会長を3名、理事を20名とする規定が設けられていたが、平成11年に改正により理事の数が24名に変更された。因みに、その頃の会員数は1,350名で、現在は1,700名近い会員数となっている。
- ・ 副会長については、会長の職務を代行する機会の増加に加えて、他士業の団体や政党との会議など外部との対応等が生じていることから、副会長の数を増やす必要が生じたもので、このようなことを踏まえて今回の提案に至った。

○ 阪田議長（概要）

- ・ 第5号議案関連の質問等はないので、直ちに本議案の採決を行う。
- ・ 本採決は会則第40条第2項に基づく議決となる。賛成の方は挙手をお願いします。賛成69名で議決要件を満たしており、本議案は可決された。
- ・ 全ての議案の審議が終了したので、正副議長はその任を解かせていただく。
執行部、代議員の皆さんの協力により、無事審議を終えることができたことに感謝申し上げ、退任の挨拶とする。

○ 関根副議長（概要）

- ・ 活発な議論により、本会の活動について理解が深まったと思う。感謝申し上げる。

10 閉会のことば

- 荒木総務部長の進行のもと、菊池副会長の「閉会のことば」により北海道行政書士会第57回定時総会が閉会した。

平成28年5月27日

議 長

実印

副 議 長

実印

議事録署名人

実印

議事録署名人

実印